

○千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の公告及び縦覧について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したいので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

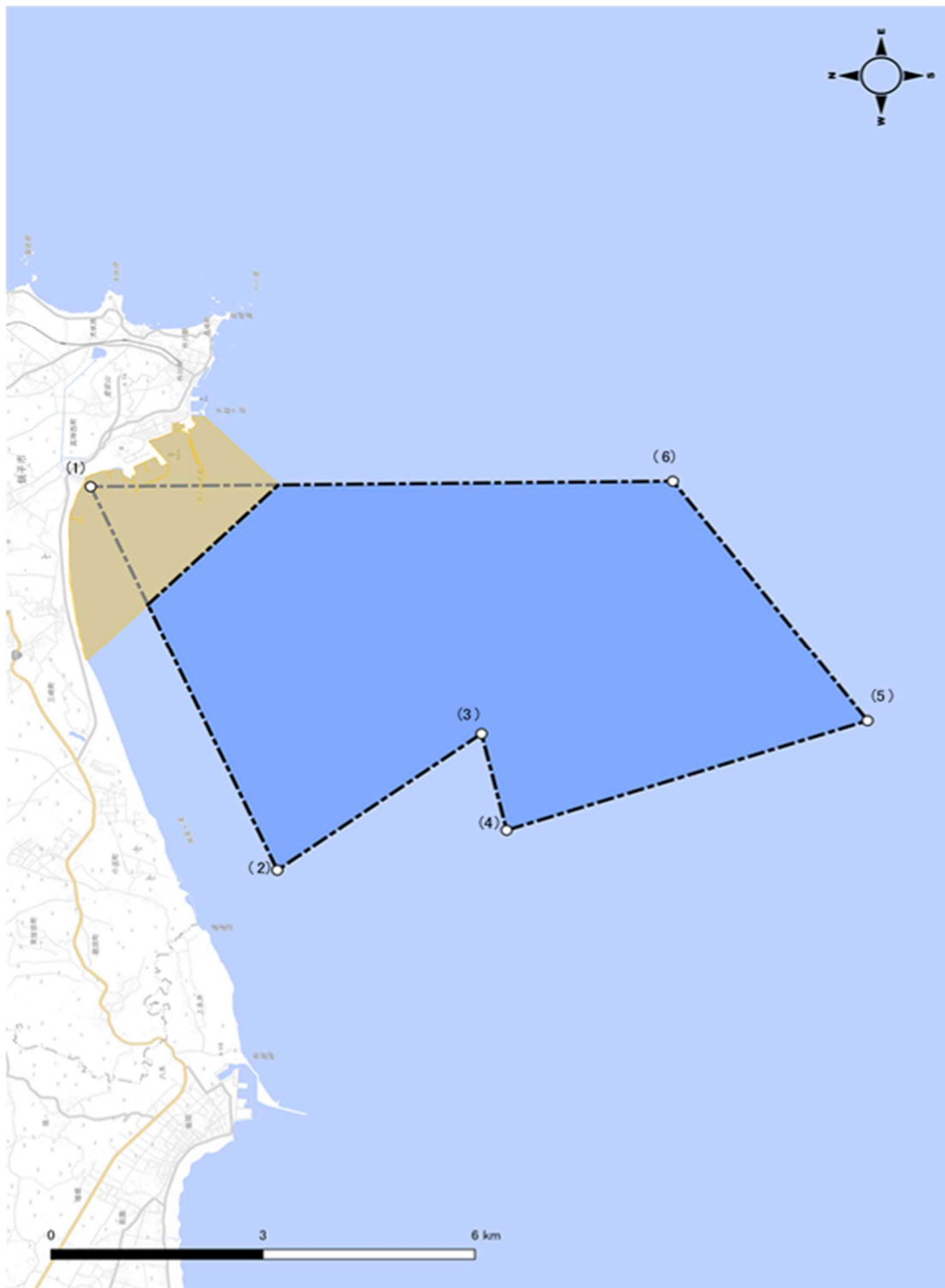
また、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月16日  
経済産業大臣 梶山 弘志  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域

千葉県 銚子市沖	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域
<p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）以外の海域</p>	<p>(1) 北緯三十五度四十二分三十九秒、東経百四十度五十分十秒の地点</p> <p>(2) 北緯三十五度四十一分十五秒、東経百四十度四十六分十三秒の地点</p> <p>(3) 北緯三十五度三十九分四十一秒、東経百四十度四十七分三十六秒の地点</p> <p>(4) 北緯三十五度三十九分三十秒、東経百四十度四十六分三十六秒の地点</p> <p>(5) 北緯三十五度三十六分四十三秒、東経百四十度四十七分四十二秒の地点</p> <p>(6) 北緯三十五度三十八分十一秒、東経百四十度五十分十秒の地点</p>

平面图



## 二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の縦覧方法

### イ インターネットの利用による方法

#### (1) 縦覧資料の掲載箇所

経済産業省ホームページ及び国土交通省ホームページ

#### (2) 縦覧期間

令和2年6月16日(火)から令和2年6月30日(火)まで

### ロ 書面の閲覧による方法

#### (1) 縦覧場所

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

千葉県商工労働部産業振興課

千葉県海匠地域振興事務所

銚子市企画財政課洋上風力推進室

旭市企画政策課

#### (2) 縦覧期間

令和2年6月16日(火)から令和2年6月30日(火)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する休日を除く。)

#### (3) 縦覧時間

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課及び国土交通省港湾局海洋・環境課

9時30分から18時15分まで

千葉県商工労働部産業振興課

千葉県海匠地域振興事務所

銚子市企画財政課洋上風力推進室

旭市企画政策課

9時00分から17時00分まで

## 三 意見書の提出

一に記載する区域に係る利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、以下の通り経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

### イ 提出方法及び提出先

#### (1) 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 宛てに二部郵送すること。

(2) 電子メールの場合

Juran5@meti.go.jp (経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課)宛てに送信すること。

ロ 提出期限

縦覧期間が終了する日までに必着

ハ 記載要領

- (1) 意見提出者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
- (2) 意見は、日本語により記載すること。